

緊急関税等に関する政令の一部を改正する政令（案）参照条文

関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）

（緊急関税等）

第九条（省略）

2）14（省略）

15 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。